

広島県告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によつて、次の森林を保安林に指定したが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によつて、通知の内容を大崎上島町役場の掲示場に掲示した。

平成二十三年十一月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林の所在場所及び所有者の氏名

所 在 場 所	所 有 者 の 氏 名
豊田郡大崎上島町東野字脇ノ浦一〇四五〇	松浦 正英

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度について